

## 住まいの再建独自支援に係る受付及び例規(案)について

### 1 受付開始日

- 日 時：平成24年10月22日（月）から  
午前9時から午後5時まで ※土日祝日除く
- 場 所：住宅課（当面の間は、市役所第3庁舎で行います。）  
唐桑総合支所建設課  
本吉総合支所建設課

### 2 住まいの独自支援に係るPR

- 10月1日号復興ニュース 制度の内容紹介  
10月15日号復興ニュース 受付開始のお知らせ

### 3 関係例規

- 気仙沼市東日本大震災被災住宅再建補助金交付規則（案は別添のとおり）  
※ 今後、例規審査委員会を経て公布予定

### 4 受付等の体制

- 受付、審査、支払いの事務は、建設部住宅課で行います。  
制度設計、考え方等についての報道機関や他市からの問合せは、震災復興・企画課で受け付けます。

気仙沼市東日本大震災被災住宅再建補助金交付規則（案）

（目的）

第1条 東日本大震災による被災者の早期の住宅再建を促し、本市の災害復旧の促進を図るため、気仙沼市災害危険区域外に住宅を建築若しくは取得又は現地修繕を行った者に対し、その費用の一部について予算の範囲内において気仙沼市東日本大震災被災住宅再建補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、気仙沼市補助金等交付規則（平成18年気仙沼市規則第37号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（補助対象事業等）

第2条 補助金の交付対象となる事業の名称、補助対象者、交付対象経費及び交付額は、別表第1に定めるとおりとする。

（交付申請及び実績報告）

第3条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、別表第2事業名称欄に掲げる区分に応じて、それぞれ提出書類欄に掲げる関係書類を市長に提出しなければならない。

2 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、当該補助金の交付を受けることはできない。

- (1) 防災集団移転促進事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）第2条第2項の集団移転促進事業をいう。）により移転及び再建する者
- (2) 気仙沼市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付規則（平成18年気仙沼市規則第119号）による補助を受ける者
- (3) 災害公営住宅（災害公営住宅整備事業等対象要綱（平成24年1月10日付け国住備第199号、国住心第88号）第2条第3号の災害公営住宅をいう。）へ入居する者
- (4) 市税等（市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。以下同じ。）を滞納している者（ただし、市税等に係る滞納額があっても、滞納額の全額を納付する計画書等を提出した者を除く。）
- (5) 前各号に掲げる者のほか、他の地方公共団体の制度において東日本大震災に伴う住宅再建に関する補助を受ける者

（補助金の交付決定及び額の決定）

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは補助金の額を確定し東日本大震災被災住宅再建補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第8号。次条において「交付決定等通知書」という。）により、補助金を交付することが不適当と認めるときは東日本大震災被災住宅再建事業補助

金不交付決定通知書（様式第9号）により，それぞれ当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第5条 前条の交付決定等通知書を受理した者は，東日本大震災被災住宅再建補助金請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第6条 市長は，前条の請求書の提出があったときは，速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第7条 市長は，補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは，補助金の交付決定を取り消し，又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1）虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定，または交付を受けたことが明らかになったとき。

（2）この規則による補助金の条件に違反したとき。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は，公布の日から施行する。

（失効）

2 この規則は，平成30年3月31日限り，その効力を失う。

別表第1 (第2条関係)

番号	事業名称	補助対象者	交付対象経費	交付額
1	災害危険区域内被災者住宅再建事業	災害危険区域(気仙沼市災害危険区域に関する条例(平成24年気仙沼市条例第31号)第2条第1項の規定に基づき指定した災害危険区域をいう。以下同じ。)として指定した区域に平成23年3月11日時点(以下「被災時」という。)において居住していた者で、平成24年7月9日以前に市内の災害危険区域外に住宅を建築又は取得したもの	住宅の建築又は取得を目的とした資金を借り入れた場合の利子相当額及び住宅の建築又は購入に伴い、住宅用地の購入及び造成を目的とした資金を借り入れた場合の利子相当額の合計額	当該利子相当額の合計額(借入れに係る年利率が8.5%を超える場合にあつては、年利率8.5%として算定した額)と2,000,000円のいずれか少ない額
2	災害危険区域外被災者住宅再建事業	災害危険区域として指定した区域外に被災時において居住していた者(居住していた住宅が、居住地の市区町村長が発行するり災証明書において全壊(被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号。以下「支援法」という。)第2条第2号ロに規定する世帯にあつては、その住宅の損害の程度を全壊とみなすものとする。以下同じ。)又は大規模半壊の判定を受けたものに限る。)で、市内の災害危険区域外に住宅を建築又は取得若しくは修繕を行ったもの	住宅の建築又は取得若しくは修繕を目的とした資金を借り入れた場合の利子相当額	当該利子相当額(借入れに係る年利率が8.5%を超える場合にあつては、年利率8.5%として算定した額)と1,500,000円のいずれか少ない額
3	制度未利用被災者住宅再建事業	居住していた住居が居住地の市区町村長が発行するり災証明書において全壊又は大規模半壊の判定を受けた者のうち、被災者生活再建支援金(支援法第3条に規定する支援金をいう。以下同じ。)又は被災住宅応急修理補助金(東日本大震災による被災住宅応急修理補助金交付規則(平成24年気仙沼市規則第2号)により交付を受けた補助金をいう。以下同じ。)以外の交付を受けず、市内の災害危険区域外に住宅を建築又は取得し、若しくは現地で修繕を行ったもの(1の項及び2の項に掲げる者を除く)	住宅の建築又は取得に要した費用若しくは修繕に要した費用	当該費用の額から、被災者生活再建支援金加算支援金(支援法第3条第2項各号(同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。)に定める額をいう。)及び被災住宅応急修理補助金の合計額を控除した額と500,000円のいずれか少ない額

備考

- (1) 上記に定めるそれぞれの事業名称に係る交付対象経費のいずれか一つを補助するものとする。
- (2) 上記交付対象経費の欄により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2（第3条関係）

事業名称	関係書類
災害危険区域内被災者住宅再建事業	1 災害危険区域内被災者住宅再建事業補助金交付申請書（様式第1号） 2 災害危険区域内被災者住宅再建事業実績報告書（様式第2号） 3 市税等納付状況確認同意書（様式第3号）又は市税等の納税証明書（交付申請の日の30日以内に交付を受けたものとする。）
災害危険区域外被災者住宅再建事業	1 災害危険区域外被災者住宅再建事業補助金交付申請書（様式第4号） 2 災害危険区域外被災者住宅再建事業実績報告書（様式第5号） 3 市税等納付状況確認同意書又は市税等の納税証明書（交付申請の日の30日以内に交付を受けたものとする。）
制度未利用被災者住宅再建事業	1 制度未利用被災者住宅再建事業補助金交付申請書（様式第6号） 2 制度未利用被災者住宅再建事業実績報告書（様式第7号） 3 市税等納付状況確認同意書又は市税等の納税証明書（交付申請の日の30日以内に交付を受けたものとする。）